次

目

教育委員会

○教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 ○宮城県教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則

○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

○宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の を改正する規則

○県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の

○指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 手続に関する規則の一部を改正する規則

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

○宮城県教育庁等職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

宮

○宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

教 育 委 員 会

宮城県教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

○宮城県教育委員会規則第六号

宮 城 県

教

育

委 員 会

宮城県教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則

人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号)、 個人情報の保護に関する法律施行令

〔平成十五年政令第五百七号〕 及び個人情報の保護に関する法律施行条例

(令和四年宮城県条例第七

(1)

行

城

+ 1

一号)の施行については、

発 宮 2 (施行期日)

この規則は、 宮城県教育委員会個人情報保護条例施行規則(平成十六年宮城県教育委員会規則第三号) (宮城県教育委員会個人情報保護条例施行規則の廃止)

令和五年四月一日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護の例による。

ページ

(総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

は、 廃

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する 止する。 令和五年三月三十一日

○宮城県教育委員会規則第七号

宮

城

県

教

育

委

員 会

を次のように改正する。 教育長に対する事務の委任等に関する規則 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 (昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十一 二号) 0)

「前条第一項第二十号」を「前条第一項第二十一号」に改める 第二条第一項第十号中「前条第一項第十九号」を「前条第一項第二十号」に改め、 同項第十一号中

附

四 Ŧī.

 \equiv

三

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和五年三月三十一日

六 六

宮 城 県 教 育 委 員

○宮城県教育委員会規則第八号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則 (昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号) の一部を次のように

改正する に、 第七条中「高校教育課」の下に「、高校財務・就学支援室」 目次中「第七条」を「第七条・第七条の二」に、 「第十九条の二」に、 「管理委託している」を「指定管理者に管理を行わせる」 「地方機関等」を 「地方機関」に、 「第十五条」を「第十五条の二」に、 「第二十九条の五」 に改める。 を加える。 を 「第二十九条の六」

校 び県立中学校」を加え、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える 第十二条中第三号及び第四号を削り、第二号を第四号とし、同条第一号中「高等学校」の下に 第十一条第一号及び第二号中 第八条の二中第二号から第四号までを削り、 の下に「高校教育課及び」を加える 「教育企画室」 を 第五号を第二号とする。 「高校教育課」に改め、 同条第五号中「義務教育学

高等学校及び県立中学校の組織編制及び収容定員に関すること。

第十二条に第一号として次の一号を加える。

県立高校将来構想の推進に関すること。

を加える。 第十二条中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号

中高一貫教育の推進に関すること。

第十二条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、 同条に次の一条を加える。

(高校財務・就学支援室)

第十二条の二 高校財務・就学支援室の分掌事務は、 次のとおりとする。

- 高等学校及び県立中学校の管理運営に関すること
- 高等学校卒業程度認定試験に関すること。

奨学及び育英に関すること

で」を加え、「による」を「により」に改め、同条第三項中「課長は」の下に「教育企画室の室長に 対し、高校教育課の課長は高校財務・就学支援室の室長に対し」を加え、「、教育企画室の室長に対し」 において」を加え、同条第二項中「総務課」の下に「及び高校教育課」を、「第十三条の五」の下に「ま 第十五条の二第一項中「において」の下に「処理し、高校財務・就学支援室の庶務は、 高校教育課

第十七条第四項中 「事務職員を」を「事務職員又は技術職員を」に改める。

	第二十六条の長中「
宮城県柴田農林高等学校	宮城県大河原商業高等学校
	柴田郡大河原町
	È

宮城県柴田農林高等学校	宮城県大河原商業高等学校	
	柴田郡大河原町	
に、		

県立高等学

一県立高等学校将来構想審議会条例

平 同

宮城県志津川高等学校 宮城県大河原産業高等学校 を 宮城県南戸 一陸高等学校

万及

条を第二十九条の五とし、第二十九条の三の次に次の一条を加える 第二十九条の五を第二十九条の六とし、第二十九条の四第一 項中 「前条」 を 前 一条」に改め、

に改める。

第二十九条の四 必要と認めるときは、 海洋総合実習船に技術次長を置くことができる。

技術次長は、 技術職員をもつて充てる。

3 2

別表第一中「第二十九条の五」を「第二十九条の六」に改める

技術次長は、上司の命を受け、海洋総合実習船における専門的事項に関し、

船長を補佐する。

別表第二第二号の表を次のように改める。

条例によるもの

議会 学者選抜校 審入	教育審議会宮城県産業	会 員審査委員 宮城県指導	振興審議会宮城県教育	委員会 管理者選定 を員会指定	名称
と。 「関する重要事項の調査審議に関することで表の選抜及び学力検査問題の作成に学者の選抜及び学力検査問題の作成に学者の選定による高等学校の通学区域、入の規定による高等学校の通学区域、入高等学校入学者選抜審議会条例(昭和高等学校入学者選抜審議会条例(昭和高等学校入学者選抜審議会条例(昭和	に関すること。 に関すること。 に関する重要事項の調査審議産業教育に関する重要事項の調査審議産業教育に関する重要事項の調査審議産業教育振興法(昭和二十六年法律第	に関すること。 に関すること。 ができない教員の取扱いに関する審議ができない教員の取扱いに関する指導規定による児童又は生徒に適切な指導成十七年宮城県条例第九号)第一条の成十七年宮城県条関審査委員会条例(平指導力不足等教員審査委員会条例(平	要事項の調査審議に関すること。な計画の策定及び当該計画に関する重な計画の策定及び当該計画に関する基本的原条例第三号)第一条の規定による教界条例第三号)第一条の規定による教教育振興審議会条例(平成二十年宮城	る指定管理者の選定に関すること。第四十三号)第九条第三項の規定によ院する条例(平成十六年宮城県条例に関する条の指定管理者の指定の手続等	担当事務
同	育高課校教	課教職員	画教 室育 企	総務課	主管課

東北歴史博	審議会解決	館協議会衛	館城議会書	教育委員会	学宮城県 護生 会涯	会 来 支 宮 城 標 教 県 春 報 教 将 精 教 将 別	議就学支援審	調査 が防止 対策 員会	審議会構想
る歴史博物館の運営に関する重要事項 博物館法第二十三条第二項の規定によ	文化財保護法(昭和二十五年法律第二文化財保護法(昭和二十五年法律第二	査審議及び意見の具申に関すること。 る美術館の運営に関する重要事項の調 も、第二十三条第二項の規定によ 中五号)第二十三条第二項の規定によ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八	関すること。関すること。関すること。関すること。関連の運営に関する重要事項の調査審議館の運営に関する重要事項の調査審議が関係を担当して、関係を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	ること。社会教育法(昭和二十四年法律第二百社会教育法(昭和二十四年法律第二百社会教育	事に対する建議に関すること。事に対する建議に関すること。	事項の調査審議に関すること。 東項の調査審議に関する重要 題の検証その他当該構想に関する重要 関する総合的かつ基本的な構想の策 成二十五年宮城県条例第六号)第一条 成二十五年宮城県条例第六号)第一条 成二十五年宮城県条例第六号)第一条	見の具申に関すること。 見の具申に関すること。 見の具申に関する主要事項就学に係る教育支援に関する重要事項就学に係る教育支援に関する重要事項別等のある学齢児童、学齢生徒等の見条例第二十七号)第一条の規定によ	じめの事案の調査審議に関すること。じめの事案の調査審議に関する事項、重大事態その他な対策に関する事項、重大事態その他な対策に関する事項、重大事態その他二十六年宮城県条例第六号)第二条の二十六年宮城県条例第六号)第二条のいじめ防止対策調査委員会条例(平成いじめ防止対策調査委員会条例(平成	議に関すること。 、当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 が当該構想に関する重要事項の調査審 のでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので
同	課文 化 財	同	同	同	習生 課涯 学	同	課援特 教別 育支	同	

究委員会 城跡調査研 宮城県多賀 議に関すること。 養質域跡調査研究委員会条例(平成十 をではる特別史跡多質域跡附寺跡の調 定による特別史跡多質域跡附寺跡の調 定による特別史跡多質域跡附寺跡の調 でによる特別史跡多質域跡附寺跡の調 を研究事業に関する重要事項の調査審 と。の調査審議及び意見の具申に関するこ

附 則

第十五条の二第二項の改正規定 布の日から施行する。 この規則は、 令和五年四月一日から施行する。ただし、目次及び第十一条第五号の改正規定並びに (「総務課」の下に「及び高校教育課」を加える部分を除く。) は、

公

宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

令和五年三月三十一日

○宮城県教育委員会規則第九号

宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年宮城県教育委員会規則

宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

宮 城 県 教 育 委 員 会

第十号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「文書等非開示決定通知書」を「文書等不開示決定通知書」に改める。

様式第七号中「文書等非開示決定通知書」を「文書等不開示決定通知書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 号については、 則の規定によるものとみなす。 改正前の宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定による様式第七 当分の間、改正後の宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規

改正する規則をここに公布する。 県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部を

令和五年三月三十一日

○宮城県教育委員会規則第十号

部を改正する規則 県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一

宮

城

県

教

育

委

員

会

四年宮城県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する 県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則 (平成十

中

用職員」という。)を除く。)並びに講師 十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者(以下この号において「再任 第二条第一項第二号中「及び養護助教諭(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二 則 (再任用職員及び」を「、養護助教諭及び講師(」に改める。

(施行期日)

1 この規則は、 令和五年四月一日から施行する

2 若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された者(以下この号において 和三年法律第六十三号)附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法附則第四条第一項 養護助教諭及び講師(」とあるのは、「及び養護助教諭(地方公務員法の一部を改正する法律(令 により採用された職員に対する改正後の第二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「、 読み替えて適用する同法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定 「暫定再任用職員」という。)を除く。)並びに講師(暫定再任用職員及び」とする 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第九条第三項の規定により

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十一号

令和五年三月三十一日

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則(平成二十年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次の

る同条第四項の」に、 善研修をいう。以下同じ。)」に、 「に基づく指導改善研修」を 「若しくは生徒が」を「又は生徒が」に改め、「ため」の下に 「指導改善研修終了時における」を 「第二十五条第一項の指導改善研修 「指導改善研修の終了時におけ (同項に規定する指導改 「指導改善研修に

> 第二百六十一号) て法第二十五条第一項の認定がされた」に改め、 もの」を削り、同条第二項第一号中「法第二十五条第一項の規定により」を削り、「認定された」を「し 準じた」を加え、「当該研修終了時」を「当該研修の終了時」に、 第二条第一項中 「法第二十五条第一項に規定する」を削る。 第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者を除く 「(以下「県教育委員会」という。)」及び「で、 同項第二号中「もの」を「者」に改め、同条第三項 「手続き等」を「手続等」に改める。 地方公務員法 (昭和二十五年法律

める。 を加え、「県教育委員会教育長」を「宮城県教育委員会教育長」に改め、同条第三項中「報告のあっ た教員」を「当該報告に係る教員」に改め、同条第四項中「、認定申請」を「、当該認定申請」に改 第三条第一項中「の認定」の下に「(次条第一項の指導力不足等教員の認定をいう。以下同じ。)」

認定」に改め、同条第四項中「期間を、」の下に「指導力不足等教員の」を加える。 め、同条第三項中「第一項」を「指導力不足等教員」に、 第四条第一項中「宮城県指導力不足等審査委員会」を「宮城県指導力不足等教員審査委員会」に改 「当該認定」を「当該指導力不足等教員の

第五条第七号中「前号まで」を「前各号」に改める

認定」に、「同条第三項」を「第四条第三項」に改める 第七条中「第四条第一項」を「指導力不足等教員」に、 「当該認定」を「当該指導力不足等教員の

と認めたとき又は特別研修」に改める 第八条中「特別研修期間中」を「特別研修の期間中」に、「改善され、又は研修」を「改善された

第九条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

該指導力不足等教員の認定」とあるのは「当該認定及び決定」」に改める 導力不足等教員の認定を」」に、「第三号」を「第十条第一項第三号」に、「決定」」を「決定を」と「当 第十条第二項中「学校の」を「市町村立学校の」に改め、同条第三項中「「第一項の認定」」を「「指

第三条第三項の申請」に、 前項の規定による」に、「又は前項に規定する」を「又は同項の規定による」に、「の認定申請」を「の 項」を「指導力不足等教員」に改める 第十一条第一項中「第二項」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「、前項に規定する」を「、 「第五項の調査等」を「同条第五項の調査及び資料の収集等」に、「同条第

改める。 第十二条第三号及び第五号中「、当該教員」を「当該教員」に、「及び内容等」を「、内容等」に

則

(施行期日

1

この規則中第二条第一項の改正規定(「で、地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号)

事務決裁規程の一部を改正する訓令

分に限る。) 一十八条の四 及び次項の規定は令和五年四月 第 一項又は第二十八条の五第 日から、 項の規定により採用された者を除くもの」を削る部 その他の改正規定は公布の日から施行する。

2 又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除くものをいう」とする。 地方公務員法の一部を改正する法律 員の取扱いに関する規則第二条第一項の規定の適用については、同項中「をいう」とあるのは、 項又は第六条第一項若しくは第二 地方公務員法の一部を改正する法律 二項の規定により採用された職員に対する改正後の指導力不足等教 (令和三年法律第六十三号) (令和三年法律第六十三号) 附則第四条第一項若しくは第二項 附則第四条第一項若しくは第 「で、

○宮城県教育委員会訓令甲第六号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県教育委員会

教 育 長 伊 東 昭

代

3 2

第四項中「並びに」を「及び」に改める。 一項において同じ」に改め、同条第三項中 務決裁規程(昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号) 一条第二項中 「以下「課長」という」を「第四条第三項及び第五項、 「含む。」 の下に「第八条第二項を除き、」 の一部を次のように改正する。 第六条第三項並びに第八条 を加え、 同

専決事項」を「総括課(室)長補佐専決事項」に改める 第四条第三項中「課長専決事項」を「課 室 長専決事 項」に に改め、 同条第四項中 「総括課長

第八条に次の一項を加える。

宮

3 補佐がそれぞれ所管する事務について代決し、 第一項の場合において、複数の総括室長補佐を置く室にあつては、 他の総括室長補佐が代決するものとする。 当該事務を所管する総括室長補佐に事故があるとき 当該事務を所管する総括室長

別表第一第一号の表中「各課共通」を「各課室共通」に改め、 同表第一号1を次のように改める。

1 所属職員の事務分担の決定

同じ。) 常長。 はおいて において

表第 同じ 第 を 一号の表第一号3中「課長(これ」を 「「課長」という」に改め、 同号18中 「課長及び室長 「課長」の下に「、 (これら」に、 室長」を加え、 「課に」 同表第八号12 を 「課室に

(5)

を次のように改める。

12 (3)(2)(1) 保有個人情報の利用停止等の決定 保有個人情報の開示等の決定 法律第五十七号)の施行に関する事務 は 個人情報の保護に関する事務

課課課 長長長

別表第一第一号の表第八号中13を削り、 14を13とし、 15を14とする

を削り、第八号を第三号とし、第九号から第十一号までを五号ずつ繰り上げる。 常変災その他急迫の事情があるときを除く。)」を加え、 別表第一第六号の表第一号4を削り、同表第二号2中「届出」を「報告」に改め、「受理」の下に「(非 同号11を削り、 同表中第三号から第七号まで

別表第一中第十号の表を第十一号の表とし、第九号の表第二号を次のように改める。

L 博物館に相当する施設に対する指導及び助 副課 副 親 長 有 長 教長長教教 育 育長 長 長長

8 7 6 5 4

に次の 号 3 中 の無償措置に関する法律の施行」 号中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行」を 別支援学校への就学奨励に関する法律施行令 別表第一中第九号の表を第十号の表とし、 一表を加える。 「届出」を「報告」に改め、 に改め、 同表第三号中「項」を「号」に改め、 同表を別表第一第八号の表とし、 第八号の表を第九号の表とし、 (昭和) 一十九年政令第百五十七号)」に改め、 「義務教育諸学校の教科用図書 同号1中「法施行令」を「特 別表第一第六号の表の次 別表第一第七号の表第二 同表第四

七 高校財務・就学支援室

1 臨時休業の報告の受理(非常変災その他急事務(特別支援学校に関するものを除く。)事務(特別支援学校に関するものを除く。)可十号)第二十六条の規定による高等学校の学問の変更届出の受理 リの変更届出の受理 とく いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	事項名
室長	専決者

県 報 (6) 別表第一 3 法第八条の規定による就学支援金の支払の 室 4 法第九条の規定による就学支援金の支払の 室 6 法第十一条の規定による不正利得した者か らの徴収の承認 6 法第十一条の規定による届出の受理及び届 書等に対する必要な報告等の命令 出に第一十年宮城県教育委員会規則第十三号。 出席和五十一年宮城県教育委員会規則第十三号。 以下この号において「規則」という。) の施行 関する事務 に関する事務 に関する事務 に関する事務 に関する事務 別表第三中 2 定 第 号の表第八号中 「個人情報保護条例」 を 室長 室室長長 室長 室室室室室 長長長長長 室室室室長長長長 副教育長

「個人情報の保護に関する法律」に改める。

項目

専決事項指定副教育長

事項副教育長専決

課長専決事項

専決事項総括課長補佐

を

専決事項指定副教育長 事項 決課 (室) 長専 項長補佐専決事 (室) に改

め

同表の九の二の項中

「課長、」

を 「課長

(室長を含む。

以下この欄において同じ。)、」に改める。

を

附 則

条に一項を加える改正規定並びに別表第一第七号の表の改正規定 この 訓令は、 は、 令和五年四月 一日から施行する。 ただし、 第二条第三項及び第四項の改正規定、 (同表を別表第 一第八号の表とする 第八

○宮城県教育委員会訓令甲第七号

部分を除く。)

同年三月三十一日から施行する。

宮城県教育庁等職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める

令和五年三月三十一日

宮城県教育委員会

育 長 伊 東

昭

代

宮城県教育庁等職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁等職員被服等貸与規程 (昭和四十五年宮城県教育委員会訓令甲第九号) 0) 一部を次の

ように改正する

様式第一号中 を削る。

様式第二号中 <u>=</u> を削る。

領印

様式第四号中

を 署名

に、 「受領印」を「署名」に、「の印」を「が行うも

〇」に改める。

附 則

この訓令は、 令和五年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第八号

宮城県教育庁本庁文書規程の一

部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県教育委員会

育 長 伊 東 昭 代

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

正する。 宮城県教育庁本庁文書規程 (昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第1 号 0) 部を次のように改

目次中 「第四十三条」に改める。 「収受及び配布」を 「収受等」 に、 「整理及び保存」を 「整理、 保存等」 に、 「第四十二条」

第六条第四号ロ中「同じ。)」の下に 「並びに要綱及び要領 (補助執行事務に係るものを除く。)」を、

宮

高財就第 号 高校財務・就学支援室」に改める。 第八条第五号中「契約書」の下に「、要綱」を加える。 第九条第二項第二号(2)中「高第 号 高校教育課」を、 第九条第二項第二号(2)中「高第 号 高校教育課」を、

「第二章 文書の収受及び配布」を「第二章 文書の収受等」に改める。

次に次の一号を加える。 宛人」に改め、同項第五号中「第一号」を「前各号」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の宛人」に改め、同項第五号中「第一号」を「前各号」に、「あて名」を「宛名」に改め、同項第一号の二から第四号までの規定中「名あて人」を「第七第十条の見出し中「収受及び配布」を「収受等」に改め、同条第一項第一号中「第六号」を「第七

第十条第三項第三号中「各々」を「担当者が」に、「、文書取扱主任又は電子文書取扱主任に回付第十条第三項第三号中「各々」を「主書情報」に改め、「収受」の下に「及び登録」を加え、同項を同条第六項中「第一項」を「投び第六号」を「及び電子計算機の入出力装置で受信した文書情報(電子申店登録の上、担当者に配布すること」を「及び電子計算機の入出力装置で受信した文書情報(電子申席条第六項中「第一項」を「担当者は、第一項第一号から第六号まで」に、「配布する文書、第三項目条第六項中「第一項」を「担当者は、第一項第一号から第六号まで」に、「配布する文書、第三項目条第六項中「第一項」を「及び第四項」に、「文書情報(電子申請とし、同条第七項中「及び第六号」を「文書情報」に改め、「収受」の下に「及び登録」を加え、同項を同条第六項とする。

の並びに同条第三項第三号及び第四項」に改める。るもの、同項第五号(同項第一号の例により処理するものに限る。)、同項第六号及び第七号に係るもの、同項第二号中「、第五号及び第六号、第三項第二号、第四項、第五項並びに第六項」を「に係

第十七条に次の一項を加える。

成しなければならない。 この場合において、当該電磁的記録は、別に定める基準により作記録を正本とすることができる。この場合において、当該電磁的記録は、別に定める基準により作2 書面で取得した文書を電磁的記録に変換し総合文書システムにより回議したときは、当該電磁的

第三十条第四項中「あて先」を「宛先」に改める。

(7)

第三十八条中「により決裁された文書」を「に保存されている電磁的記録」に改め、「以上のもの」第三十三条第一項中「(電磁的記録を除く。以下この章において同じ。」を削る。

第四十三条第三項に後段として次のように加える。第三十九条第一項中「により決裁された文書」を「に保存されている電磁的記録」に改める。

の下に「(書面のものに限る。)」を加える

電磁的記録を正本として保存し、書面による文書を廃棄することができるものとする。 この場合において、書面による文書を別に定める基準により電磁的記録に変換したときは、当

有する文書として重要でなくなつたと認める場合には、総務課長に協議し、その同意を得て、当該公文書館長は、第三項の規定により総務課長が保存することとした文書が歴史的・文化的価値を

5

第四十三条に次の一項を加える。

様式第二十三号を次のように改める。 様式第十六号中「非題兴」を「커麗兴」に、「帯題沢踸田」を「커麗沢踸田」に改める。 文書を廃棄することができるものとする。

様式第23号(第	39条関係)	(用紙日本産	E業規格A列4番)			
引継年度						

引継簿冊目録

保存満了期限	文書分類記号	保存年限	簿冊名	所属年度	管理組織総称	保存場所総称	メモ欄

附 則

1

この訓令は、 (施行期日)

令和五年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「収受及び配布」を「収

受等」に改める部分を除く。)、第十条第一項第一号の改正規定(「あて名」を「宛名」に改める部 同年三月三十一日から施行する。 分に限る。)及び同項第一号の二から第四号までの改正規定並びに第三十条第四項の改正規定は、 (経過措置)

ては、当分の間、改正後の宮城県教育庁本庁文書規程の規定によるものとみなす 改正前の宮城県教育庁本庁文書規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについ

○宮城県教育委員会訓令甲第九号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長

伊

東

昭

代

地方機関等文書規程(昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。 地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

目次中「収受及び配布」を「収受等」に、「整理及び保存」を「整理、保存等」に、「第三十四条」

を「第三十五条」に改める。

第八条第三号中「契約書」の下に「、要綱」を加える。

「第二章 文書の収受及び配布」を「第二章 文書の収受等」に改める。

宛人」に改め、同項第五号中「第一号」を「前各号」に改め、「添えて」の下に「名宛人又は主務者に」 号」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「名あて人」を「名 を加え、同項第六号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に 第十条の見出し中「収受及び配布」を「収受等」に改め、同条第一項第一号中「第六号」を「第七

六 ファクシミリ装置で受信した情報を出力することにより作成した書面は、当該書面の余白に収 受印を押し、主務者に配布すること。

次の一号を加える。

受発送簿に登録の上」を「主務班において受領し」に、「こと」を「ものとする」に改め、次のただ 算機の入出力装置で受信した文書情報(電子申請システム文書情報を除く。 する」を「に受領する」に改め、同項第四号を削り、 第十条第二項第三号中「各々」を「主務者が」に、「、文書取扱主任又は電子文書取扱主任に回付 同条第三項中 「文書情報」の下に 以下同じ。)」を加え、「収 「及び電子計

し書を加える。

第十条第四項を次のように改める。 ただし、 学校においては、文書取扱主任が受領し、主務者に配布するものとする。

するものとする。 情報が第十三条第三項に規定する文書であるときに限り、文書取扱主任において収受発送簿に登録 する。ただし、学校においては、総合文書システムにより受信した文書情報を受領したとき及び第 項の規定により受信した文書情報を受領したときは、これらの文書を収受発送簿に登録するものと 項第一号から第六号までの規定により収受した文書又は電子計算機の入出力装置で受信した文書 第一項第一号から第六号までの規定により収受し配布された文書又は第二項及び第三

を「及び第三項」に改め、同項を同条第五項とする。 第十条第五項を削り、同条第六項中「及び第六号」を「、第六号及び第七号」に、「から第四項まで」

条第五項」に改める 受けないもの」を「同条第三項に係るもの(学校にあつては、同項の電子計算機の入出力装置で受信 るもの(同項第一号の例により処理するものに限る。)、同項第七号に係るもの、同条第二項に係るも の」を加え、「同条第四項の電子計算機の入出力装置で受信した文書情報のうち同条第五項の適用を 下に「(学校にあつては、同条第四項の規定の適用を受けないものに限る。)、同条第一項第五号に係 した文書情報のうち同条第四項の規定の適用を受けないものに限る。)」に、「第十条第六項」を「同 第十二条第二号中「第十条第二項及び第三項」を「第十条第一項第一号」に改め、「係るもの」の

第十六条に次の一項を加える。

2 作成しなければならない 的記録を正本とすることができる。この場合において、当該電磁的記録は、別に定める基準により 書面で取得した文書を、電磁的記録に変換し総合文書システムにより回議したときは、当該電磁

第二十五条第四項中「あて先」を「宛先」に改める。

第二十七条第一項中「(電磁的記録を除く。以下この章において同じ。)」を削る

第三十五条第三項に後段として次のように加える。

電磁的記録を正本として保存し、 この場合において、書面による文書を別に定める基準により電磁的記録に変換したときは、 書面による文書を廃棄することができるものとする

第三十五条に次の一項を加える。

有する文書として重要でなくなつたと認める場合には、 第三項の規定により総務課長が保存することとした文書が歴史的・文化的価値を 総務課長に協議し、その同意を得て、当該

(9)

文書を廃棄することができるものとする

別表中「宮城県蔵王高等学校 蔵高」を 「宮城県蔵王高等学校 宮城県大河原産業高等学校 大産

に、「宮城県志津川

高等学校 志高」を「宮城県南三陸高等学校 南陸高」に改める。

様式第十一号中「非開示」を「不開示」に、「非開示出由」を「不開示出由」に改める。

則

(施行期日)

1 受等」に改める部分を除く。)、第十条第一項第一号の改正規定(「名あて人」を「名宛人」に改め る部分に限る。)並びに同項第二号から第四号まで及び第七号の改正規定並びに第二十五条第四項 この訓令は、 令和五年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「収受及び配布」を「収

の改正規定は、

同年三月三十一日から施行する。

2

当分の間、改正後の地方機関等文書規程の規定によるものとみなす。 改正前の地方機関等文書規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、